

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成30年4月16日)

○ 中川雅晶委員長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、委員会に参集いただきましてありがとうございます。

それでは、インターネットの中継を開始をお願いいたします。また、きょうも手話通訳をお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今のNHKの朝ドラで、半分、青いというのをやっているんですけども、あの方も片耳だけ失聴されたという女性が主人公ということで、その中でエンパワーメントを発揮するドラマじゃないかなと思うんですが、当委員会の策定します条例にも非常に関係あるのかなと見ながら見させていただいているところであります。

それでは、本日は、タブレットのほうに本日の資料を配信させていただいておりますが、その中に2月、3月に開催されました三重県議会の障がい者差別解消条例策定調査特別委員会の資料を配信させていただいておりますので、確認をいただければと思います。

なお、三重県議会では、4月4日から5月7日にかけて条例案のパブリックコメントを実施されておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、きょうは3月1日から3月30日まで実施をしました、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例案へのパブリックコメント、意見募集について確認をしていただいて、また、正副で協議をした回答案について、皆さんで協議をいただければというふうに思っております。

意見募集については、16名の方から55件の意見をいただきました。この回答案については、正副で先ほど申し上げたとおり、事前に整理をさせていただきましたので、資料としては、タブレットの14、特別委員会の02、障害者差別解消条例等調査特別委員会の12、平成30年4月16日の02のパブリックコメント意見と回答案というのを配信させていただいておりますので、ごらんをいただければと思います。

それから、条例素案については、参考資料として紙資料として皆さんのほうのお手元にお配りをしておりますので、その条例案と、それから、パブリックコメントで寄せられた意見と回答案について参照いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、パブリックコメントの意見ないしはその回答案については、左側の欄にご意見の内容、右側にご意見に対する回答案について記載をさせていただいておりますので、

よろしくお願いをいたします。

それでは、これ、全部ちょっと回答案を読むと相当な時間がかかりますので、まず、私のほうから。条例案全般について、1ページから2ページのように5件のご意見をいただきました。

それから、3ページをごらんください。

条例名、前文、第1条について、それぞれ1件のご意見をいただいております。

第2条については、3ページから5ページのように6件のご意見をいただいております。

3条については、1件のご意見をいただいております。

それから、4条については、6ページから9ページのように10件と、今回一番多くのご意見をいただきました。

それから、9ページですが、第5条については、1件のご意見をいただきました。

6条については、9ページから10ページにかけて4件のご意見をいただいております。

7条については、10ページのとおり2件のご意見をいただきました。

11ページには、第3章と第8条について、それぞれ1件のご意見をいただいております。

それから、12ページ、第9条について2件のご意見、それから、第11条、第12条については、それぞれ1件のご意見をいただいております。

それから、13ページで14条について2件のご意見をいただきました。

なお、この40番のご意見につきましては、個別に対応させていただいておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

第4章については、1件のご意見をいただきました。

第15条については、14ページから15ページにかけて3件のご意見をいただいております。

16条については、1件のご意見をいただきました。

17条については、15ページから16ページにかけて2件のご意見をいただきました。

それから、18条については、2件のご意見、それから、20条については、1件のご意見をいただきました。

17ページをごらんください。

第21条、それから、第24条について、それぞれ1件のご意見、25条については、3件のご意見をいただきました。

これらの意見を受けまして、正副として逐条解説等の見直しを検討いただいた項目を着色しておりますので、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしました四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例素案修正箇所を少しあげていただき——この薄っぺらいやつです——正副で少し修正してはどうかというところをまとめさせたところでございます。

まず、第6条、身近で誰もが相談しやすい体制の整備についてというところで、ご意見は、10ページの29番が第2章、第6条の解説第1項の内容について、タブレット端末等を利用して自宅にいながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができるようになったためとあるが、この解説では、タブレット端末を利用すれば、込み入った相談までできるように誤解を生じますと、タブレット端末でできる相談はあくまでも簡単な手続についての相談や居酒屋の予約やピザの注文など限られた場面の通訳にとどまると思われまます。誤解のない書き方が必要ですというご意見を受けて、ご意見のようにタブレット端末を使ったコミュニケーションについては、一世代前に比べて大きく進歩したとは言え、万能万全のものとは言えない事実です。今後の技術革新によりさらに有用なものになる可能性はありますが、このような事実を踏まえ、解説について、近年のICTの急速な発展に伴い、タブレット端末等を利用して、自宅にいながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができるようになったためを、タブレット端末等を利用して、自宅にいながら手話通訳を利用した方法で相談を受けることができる環境が整備されつつあるためと修正をさせていただきます。

それから、12ページの第37番目、第11条、あっせんについてですが、これも、フロー図について、それぞれ1から4の根拠の条例を明記して解説の説明との理解が容易になるようお願いできればと思いますと、また、県が作成している相談体制・紛争解決を図る体制と施策の推進体制の概要資料を参考にしつつも、四日市市版の作成をお願いいたしますというところで、ご意見を受け、フロー図に根拠条文を追加しました。また、担当部局が作成するフロー図の資料についてもわかりやすいものになるよう、市議会としても留意してまいりますという回答をさせていただいております。

それから、13ページ、ナンバー41番です。これは第4章、障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについてというところですが、このご意見ですが、第4章、障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについて、優しいという言葉のニュアンスには、同情とか哀れみとかかわいそうといった上から目線の感覚が感じられます。障害者にかかわる課題、問題を同情とか哀れみとかかわいそうだからではなく、もっと積極的な意思を持って社会的障壁を除去し、差別を解消するとの行政姿勢を持つべきだと思います。したがって、障害

者への合理的配慮を推進する取り組みとか障害者に対する差別を解消する取り組みに変更
いただきたいというご意見をいただきました。

回答には、第4章では、合理的配慮の推進について取り扱っています。ご意見のように、
条文は読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないように、その意味を正確にあらわす
必要があります。いただいたご意見を参考に、規定の内容がより明確となるよう、第4章
を合理的配慮を推進する仕組みと変更させていただきますという形で整理をさせていただきました。

それから、17ページ、ナンバー53から55番です。第25条、条例の見直しについてです。

これは、53、54、55とあるんですけど、どれも近年の社会情勢の著しい変化により、
人々の持つ価値観も多様していることから、見直し期間を5年を超えない期間ごとでは長
過ぎるのではないかとのご意見をいただきましたので、解説文について修正をさせていた
だきました。

現在の条文案では5年を超えない期間ごとに見直しをすることとしておりますが、これ
は障害者計画の見直し周期と同一の定め方をしているものです。

ご意見のように、近年の社会情勢の著しい変化により、人々の持つ価値観も多様化して
いることから、社会情勢や市民の意識変化などをよく見定めながら、必要に応じて迅速に
条例を見直すことも大変重要でありますので、解説において必要に応じて適宜の見直しを
置く旨を明記しました。というのが、一応正副のところで見直しをさせていただいたとこ
ろの案でございます。

それでは、以上が正副のところですけど、皆さん、なかなか全部パブリックコメントの
意見と回答案というのの読み込みはなかなか読み込めていないと思いますので、少し読み
込み時間をいただいて、意見なり質疑をさせていただこうかなと思いますので。

○ 樋口龍馬委員

いいですか。もう読んできたのでいいかなと思います。

○ 中川雅晶委員長

もう読んでこられた。

じゃ、意見いただきましょうか。

○ 樋口龍馬委員

パブリックコメントの3番であったり、17番であったりのところに、読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないようにというのが繰り返されるんですね。反面、ナンバー15番の基本理念についてのところで、人として尊重されるの部分に意思や選択についても触れてほしいということのコメントが寄せられているんですが、そこについては十分にこの中に含まれているので、あえて記述はしませんというような回答になっています。

読み方、人によって、要は誤解を生じてコメントを出している方がいる以上、対応しておいたほうが丁寧なのかなというふうに私は感じたんですが、このあたりずれはないという解釈でいいんですかね。僕はずれているように感じてしまうんですが、この3番や17番の回答に対して15番の回答というのが一貫性がないように感じてしまう。

○ 中川雅晶委員長

3番、5番と17番の回答が整合性が合っていないということですね。

○ 樋口龍馬委員

じゃないかなと私は思うんですが。少なくともこの15番に書いていることは、読み取れないよということを行っているわけで。

○ 中川雅晶委員長

17番の長い文章でとか、なかなかわかりづらいというご意見ですよ。

この条文だけではなかなかわからない部分があるので、回答としては、この後、経年的かどうかわかりませんがパンフレットであったりとか、ホームページであったりとか、また、視察でいろんな取り組みを経年的に蓄積したものをわかりやすく情報発信するというような回答の内容なので、直接……。今おっしゃったように、確かに言われる意味は何となくわかるんですけど、じゃ、どういうようにすればいいですかね、樋口委員。

○ 樋口龍馬委員

パブリックコメントに対する回答なので、市民がどう受け取るかだと思うんですよ。これがべつと出てきて、わかりやすく誤解がないように記すと言っている反面、こちらの提案については、それは十分含まれているからこの解釈で修正の必要なしと言っていくとき

に、ダブルスタンダードじゃないかという見方をもしこの提案者の方がされると、何か…
…。

○ 中川雅晶委員長

少し回答の部分の読む人が異なっても解釈の違いや誤解が生じないように、その意味を正確にあらわすためこのようになっておりますという、ちょっと検討します。

○ 樋口龍馬委員

こうしたほうがよりよいじゃないかというよりも、この特別委員会がパブリックコメントを整理していく過程の中でスタンダードが二つになるということが好ましくないということをお願いしているのであって、必ずしも修正をすべきであるということを行っているわけではなくて。ただ、対応しない理由として十分含まれているので対応しませんという書き方、書きぶりがスタンダードが二つあるように見えてしまうのではないかなと私は感じたんですが、皆さんがそんなことはないよというのであれば、一意見ですので、現状で行っていただくので、条例文として問題があるじゃないか、確かにこのコメントのとおりにはすべきであるということを行っているのではないんですよ。

片方では、丁寧に説明することによって解釈に齟齬が出ないようにしたいということが記されていて、片方では十分に読み取れるので書きませんというのは、私は違うのかなと感じてしまったということで、そこがいやいやそうではないんだということなんであれば、少し対応しないところの書きぶりを変えるという必要はあるのかなというふうには思いますが、こだわるものではないです。

○ 中川雅晶委員長

僕の解釈としては、ダブルスタンダードという意味ではなくて、当然条文のわかりづらさというのもあると思うので、なるべくわかりやすいように条例以外に工夫をしていかなきゃいけないという回答だというふうに、趣旨はそういうふうに記したというふうに思っているんですけど、確かにそう思われるということもある可能性はあるという話ですもんね。だから、その辺ちょっと文言とか回答の内容とかについて少し検討させていただきなきゃいけないのかなと。

○ 樋口龍馬委員

もうここで終わりますけど、結局市民の人は、パブリックコメントというものがあって、ある程度自分の意見を寄せれば反映していただけるということに期待をして書いてくれているわけですね、わざわざ。なのに、修正しない理由だけ書かれても感情的には。確かに内容的に条例のパブリックコメントにそぐわない意見もいっぱいあるわけで、それが今後の運用の中でと書かれるのは僕もしょうがないなと思って見ているんですけど、条文のコメントについて、こうするべしであるに対しての対応としては、意見の考え方の書きぶりがやや心情的に言えば配慮に欠けるのかなと感じてしまったという程度です。

○ 西口議事課課長補佐兼調査法制係長

済みません、事務局、西口でございます。

今、樋口龍馬委員のほうからご指摘をいただいた件について少し補足だけ説明をさせていただきたいと思うんですけども、原案では、人として尊重という言葉になっていますが、ご提案いただく内容については、意思及び選択が尊重されるという捉え方も、方や読み方としてできるので、人として尊重されるというのは、意思や選択のみならず、その人の人としての全てを含むという意味合いから、条文的には人として尊重と。当然人として尊重されるというふうなことであれば、その人がみずから決められる意思であるとか、その結果、選ばれた選択の部分、このあたりも当然含まれてくることであろうことから、こういう回答でどうだろうかというふうなことでお示しをさせていただいたということです。

一応補足ですが、説明は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

内容についてはわかっておるわけですよ。より具体的に的を絞ってしまうことによって条例が限定的なものになるから、あえてこの文言は省くんだということが、じゃ、この考え方の中にもう少し丁寧に書かれたほうがいいんじゃないかということをお願いしているわけであって、今の西口さんのご説明いただいた部分というのは、書いてあるように書いていないんですよ。

言われることはよくわかるんです。ただ、受け取る側の市民は、対応してもらえると書いて書いている。そこに対する回答の仕方として、解釈の中には十分含まれつつも、より

広い範囲で人としての権利というところをうたっていきたいがためにということが書かれていれば、ああ、そういうことかとなると思うんですけど。それを見た後に、さっき言った何番かみたいなの、なるだけ誤解がないように細かく規定しているんですよということが書いてあって、片や、広くしたいから限定的にはしないんですよ、解釈には多少幅を持たせるんですよというのを受け取った人がどう受けとめるのかなと思うと、考え方の書きぶりを少し丁寧にしたほうがいいんじゃないでしょうかということをお願いしているんです。

具体的にどうしたらいいんだというよりも、心情的に聞いてもらえると出してものが聞いてもらえへんわけやから、それだけの説明は要るんじゃないかな。

もう結構です。一任します。

○ 中川雅晶委員長

これ、法律も条例もその解釈の仕方というのが確かに幅があるんですよ。定義なんかというのは比較的固定的にしている部分があったりとか、同じ条文の条例の中においても、逐条解説も含めて、解釈の分かれるのが比較的少ないところと、少し解釈でその後の施策のいろんな推進に当たって意思決定というか選択をしていくというところもあるので、というのと、パブリックコメントに寄せられる市民の方の心情としては、自分の意見を何とか反映したいという思いでというところもあるんですけど、ただ、意見を全て反映するというわけではなかなかそういうわけにいかないの、その辺をこの中でどういう意見、こういう意見については条例の中でとか、逐条解説の中で反映していくかとか、いや、それはそういう意味ではないという説明責任にとどまるかというところをどう整理していくかというのがきょうの大きな課題であるかと思うんですが。

○ 樋口龍馬委員

もう少しで皆さんが読み込みが終わるという前提で、私もいろいろな条例を見させていただいて、パブリックコメントって結構回答が不誠実に感じる場面っていっぱいあるわけですよ。議員の提案していく条例で、これからできれば全会一致でもって通していきたい、そういうことも考えていかなきゃいけない条例をつくっていくときに、パブリックコメントの返答が不誠実に感じてしまう方がみえると大変に残念だなという思いがあるというのをご理解をいただきたい。

その上で、全てに対応してほしいと言っているわけじゃないです。ただ、対応してほし

い気持ちがあるから意見を述べていらっしゃるというのは、これは間違いない事実であると思うんです。だからこそ、対応がかなわなかったときに説明が、責任だと今委員長が言われたように生じてくると思うんですが、ポイント、ポイントによってより狭義にするべき部分、より弾力的にする部分が出るというのは、もちろん僕も理解をしています。

ただ、それがここについてはやや広義に捉えてほしいということであったり、ここについては限定することによってより細かい条文になっているんだということ等が示されない中で、こっちでは片や読み違えがないようにと言い、こちらではより広く捉えてほしい方がいいというのが整理整頓されていない中で、自分の意見が受け入れられていないという話になっちゃうと、パブリックコメントは何や体裁でやっただけかというふうに思われる方がおみえになったときに、私は大変にもったいないことだなと思うんです。

議論もして、みんな、障害者差別ということについての合理的配慮という考え方をより広めていって、社会に段差がないように、よりなだらかにしていこうということを考えてやっているにもかかわらず、不誠実な回答をされたと思う方がおみえになるといかながなというふうに思いまして、ご意見申し上げたにすぎず、対応については、先ほど来申し上げているように、一任を最後させていただきますもんで、できる範囲での配慮をいただければありがたいなというところです。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今、委員がおっしゃったように、私たちも、正副も不誠実な回答をしているというふうに思われるのは非常に不本意でありますし、条例の内容から見てそういうことがあつてはならないというふうに思っております。

ただ、さまざまこの条例もそうですし、条例の言葉の使い方であったりとか、逐条解説の文言であったりとか、このパブリックコメントからいただいて、なるほどなと思う部分について、気づく範囲については、私たちも修正させていただいて、提案をさせていただいておりますし、文言についても、まだまだ気づいていない部分があるので、ぜひ今のような意見で、この辺はどうなんだろうかというところ、確かに1個1個は誠実に答えているつもりなんですけど、ほかの回答と見比べると、これはどうなのって、少し観点がずれているというふうに誤解を受ける可能性があるんじゃないかなというご意見なので、一回ちょっとその辺はもう一度中身とかというのをじっくり考えた上で回答させていただきた

いというか、回答案を皆さんと一緒に協議していきたいなと思います。

ぜひそういった観点でいろいろパブリックコメントの回答であったりとか、パブリックコメントからの意見か、条例案ないしは逐条解説の文言の修正等があればぜひご意見をいただいて、より私たちの議論の意に沿ったような形で合意形成を図ってきたいなというふうに思っていますので、ご意見いただければと思います。ありがとうございます。

大分読み込めたので、ほかもありますか。

○ 荒木美幸委員

済みません、1点確認と、できれば加筆してもらえればと思って発言させていただきます。

第2条の定義についてのご意見の12番にLGBTについてのご意見をいただいております。クエスチョンでは、LGBT（性的少数者）ということになっているんですが、アンサーの回答では、LGBTということのくくりになっていますので、括弧の性的少数者というのは省いたという考え方でよろしいでしょうか。

といいますのは、正確に言えば、LGBT、イコール、性的少数者にくくられるものではないと思っていて、いわゆる性的な違和を持った方というのはLGBTのくくりから落ちこぼれる方もたくさんいらっしゃいますので、誤解がないようにするには、本当はLGBTを含む性的違和の方なんですが、ただ、クエスチョンがLGBT（性的少数者）となっていますので、少なくともこの言葉をアンサーでも入れたほうがいいのではないかなというちょっと印象を持っています。

グラデーションがいろいろあって、LGBT以外のところもありますので、そこが、クエスチョンの方がどこまでそれを認識していらっしゃるのかどうかというのはあるんですけども、少なくともこの言葉のとおり入れるのがいいのかなというのをちょっと感じましたので、それが1点と、それから、もう一点は、その中段に理由として、いわゆるLGBTについては、一くくりには障害に区分することは適当でないと考えられますと。この理由だと思うんです。なぜ一くくりにはできないかというのは、当事者によって障害の自認が異なるからだと思うんです。私はこれは障害ではないと思っていらっしゃる方、LGBTを含む性的少数者に多いので、その理由をきちっと記していただいたほうがより丁寧な回答になるのかなというふうにちょっと感じましたので、ご判断をお任せしたいと思いません。

○ 中川雅晶委員長

まず、いただいたご意見の内容というのは、なるべくいただいたご意見のまま忠実にこの中に表現をさせていただいているという一つで、この括弧というのは、LGBT（性的少数者）というのは、ご意見をいただいた方の記載です。

回答にも括弧で性的少数者と入れたほうがいいのかということですか。でも、今の委員の意見では、それ以外もということなんです。

○ 荒木美幸委員

本当はそれ以外も含まれるんですけども、少なくとも性的いわゆる少数者、性的マイノリティーというものを——LGBTというものを説明するとき——性的少数者というふうに置きかえることはあるんですけども、本当は今お話ししたようにもっと幅は広いんですが、少なくともそのように書いたほうが、例えば読む方にとってはイメージしやすいのかな、わかりやすいのかなというのがちょっとありますので、LGBT（性的少数者）と入れていただいたほうがわかりやすいのかなというのがちょっとあります。

○ 中川雅晶委員長

でも、そうやって入れてしまうと、逆にどうなんですかね、難しいところやな。

○ 荒木美幸委員

難しいところなんですけど、そうですね、私もそれ言っていてあれなんですけど、クエスチョンの方のLGBT（性的少数者）も必ずしもそのくくりにおさまるだけのものではないので、正確ではないと思うんですけども、少なくともLGBTの方だという答えをすれば、括弧で性的少数者と入れたほうが少し幅が出るのかなというのは感じました。

本当は等という言葉ですると少し幅が出るんですけど、それだと等って何なんということになるとわかりにくいかなと思うので。その辺ちょっと私のイメージなんですけど。

○ 中川雅晶委員長

行政、何かその辺は意見ありますか。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。

今、委員おっしゃられたこと、すごくよくわかると思います。なかなか一くくりにしてというのは難しいところがあると思います。このご質問された方が、おっしゃられるように、どこまでというのがあるとお思いますので、これに関しては、質問の表現をそのまま回答として表現するというのも一つ方法なのかなというふうに思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

なるほど。質問者に対する回答として少し限定的に回答するという意味合いということですか。

その後、いわゆるLGBTについては、一くくりに障害に区分することは適當ではないというところで少し注釈をつけたほうがいいんじゃないかというご意見。

○ 荒木美幸委員

そうですね。たしかLGBTの議論の最初のほうにあったかと思うんですが、なぜ今回の条例の定義に入れなかったかという一つの理由は、やはりLGBTの方というのは、性同一性障害というものももちろん含まれるんですけども、ご自身が、これはありのままであって、私は、あるいは僕は障害ではないんだという考え方の方が非常に多いんですね。よって、障害を当事者が自認している度合いが異なるというのがあると思うんです。

だからこそ、今回のこの条例には適當ではないのではないかなと私は感じますので、もし文言として入れるならば、例えば当事者によって障害の自認が異なるためとか、そういう文言を少し入れるとわかりやすいのかなという印象を持っています。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、わかりました。これも検討させていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員

検討してください。

○ 中川雅晶委員長

他に。

○ 森川 慎委員

15番のところなんですけど、先ほど龍馬さんが取り上げていただいた、後半の最後のほうの私たちのことを私たち抜きに決めないでという障害者権利条約のそごをこの条例の理念で強調していただければと思いますというご意見に対して、地域協議会で意見を述べてもらうんだというのは、これは大分ずれているんじゃないかなと思うんですけど。こういう理念をうたい込んでほしいという意味で、だけど、こういう会議体があって、そこで反映していくんだよというのはどうなのかなという、これもちょっと乱暴な解説かなというふうに思ったんですけど、どうでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

理念のところに入っていないということですね。

○ 森川 慎委員

このご意見をいただいた方は、これが条約の中でうたわれておるところで、これは結構大きな思想というか理念の部分だと思うので、そういうところを強調してほしいという意味でこの方書いてもらっておると思うんですけど、それと、障害のある方から聞く仕組みがこんな会議体がありますという答えでは、きっとこれも先ほどの龍馬さんの話に戻りますけど、この方との意見は随分ずれておるとちやうかという気がします。

○ 中川雅晶委員長

なるほど。この支援協議会を設置することができるという背景は、この当事者の方の意見がちゃんと反映するように、意思決定の中に反映されるようにという意味合いで、支援協議会の設置の目的の一つであるというのも、この権利条約のところの思想というのは入った部分であるとは思っているので、全くずれているとは思わへんですけど、確かにこのご意見は、理念のところをしっかりこの辺の部分に明記してほしいというご意見というところであれば、そこには反映されていないというご意見はそうなのかなと思いますね。

○ 森川 慎委員

委員長がおっしゃったようなことだと思いますけど、確かにこれを見てから読み返してみると、前文であるとか、総則なんかもそうかな、このあたりにもその当事者の意見を聞いていくというような思いというのほうたい込まれていないのかなというような感じも受けれますし、この方がおっしゃっておるところももっとものご指摘かなという思いも感じましたので、何かこの辺もうたい込めるとよりいいんじゃないかという気がします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

これはそういう前文であったりとか基本理念のところとかで、どこかにうたい込むべきだというご意見ですね。

この辺のご意見についてはどうですか、皆さん。

それも一度ちょっと検討させていただきますかね。

ほかにございますか。

結構この委員会でも議論になった一番最後の5年を超えないごとの5年というところですが、ここもたくさん意見もいただいているんですけど、これについてはどうですかね。

○ 樋口龍馬委員

私は弾力的に修正していくべきではないかというのをずっと言わせていただいている持論でしたので、そのような書きぶりによって変わってくるというふうに理解をして、歓迎しているところです。賛成の意を。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ここは5年にこだわりすぎて、5年、5年というのが余りにも強調されるんですけど、これ、いつでも変えられるという条文で、5年を超えたら何もしはなしよという、その5年は何かという、計画と連動しているというところがいいですかね。

○ 樋口龍馬委員

この回答を歓迎します。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

せっかく3年というのが入れているので、こうやって直していてもいいんじゃないかと思うんですが、市の計画は後で追っていてもええ話ですので、条例としては3年ということで見直しても、何ら問題ないんじゃないかとは思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

その辺の意見もあるとは思うんですけど。

○ 竹野兼主委員

同じ会派で申しわけないけど、5年以内という今言われた環境が大きく変わる可能性というのがあるよねというのはちゃんと中身の中に入っているので、委員長が言われるみたいに、それはひょっとすると5年以内の中の1年目かもしれんし、2年目かもしれないという意味合いのところで言えば、これを意見をいただいた方に丁寧に説明をすればいいのではないかなというふうに思いますけど。

○ 中川雅晶委員長

と、私はそう思うんですけど、余り年数にこだわるというところではないと思うんですけど、5年というのは、ちょうど計画に反映されるように見直しができるかなという、それ以前に、森川委員がおっしゃるように、その直前に見直ししても余り反映されないんであれば、もう少し前倒して見直しすべきやというのはあるかもしれないですけど、ただ、年数で見直さなければならぬから見直しているのではなくて、ふだんから、例えば所管している委員会であったりとか、一般質問であったりとか、いろんな機会を通して、この条文のこの解釈の仕方であったりとか、この条文ではとか、また、加えるようなものが必要であるとかというのはどんどん提案をしていったりとかする機会というのがあればいいのかなと思うので。

○ 竹野兼主委員

今言われるみたいに3年以内という意味合いの部分が担保されないというわけじゃないのでという意味合いを委員長言われた部分でないかなというふうに思うので。そここのところはあえてという部分、条例の中ではというふうな思いは、市民の思いも言葉にはそうやってなるのかもしれないですけども、やっぱり計画の部分も含めてというのがそここのところの説明の部分にもあるので、障害者計画の部分もあるというのを含めると、障害者の方も多分本人さんは計画ってどんなふうになったんだろうというようなところもすごく見てもらっているところの方もあんじゃないかなというのを考えると、進捗状況によって、ひょっとすると3年以内という思いになられたのかもしれない。それは重く受けとめながら、それでも5年以内の部分というのは、3年という期間を決して超えるものでもないし、十分担保していくんではないかなみたいなので受け取っていいのではないかなと思います。

○ 谷口周司委員

確かにそう言われる理由は、このように書いたというのはわかるんですが、これ、3人の方が、5年からじゃなくて3年ではどうなんだという、16人中3人がこう言っているというのは、かなり市民の方のイメージはやっぱり5年ではなく3年じゃないかというところもあろうかと思うんですけど、それを踏まえた上でもやはり5年の中で変えていくんだというほうに選択されたというのは、これ、多分他の市議会とか、三重県議会も出している中で結構3年というのが多かったというのは、以前も多分議論にあったと思うんですけど、ここはやっぱり5年に変な話こだわって、5年以内で変えられるんだというところで行くという理解ですね。

○ 中川雅晶委員長

3年か5年かという議論ではないんですよ、僕の中では。これいつでも、必要が応じたら議会は変えることができるというか、行政側もそうですけど変えることができるというところが本質で、このご意見というのは、3年と5年という選択というのは、この時期じゃないと変えないんじゃないかなという思いで書いているので、そういう視点で捉えれば、確かにおっしゃるように5年は長いのかなと思いますが、決してそうではないというところの回答をさせていただいている。

○ 谷口周司委員

ということは、この質問に対してこの回答で、この3人の方は納得されると。

○ 中川雅晶委員長

いや、そうやって言われるとあれですね。またこれが、僕、不本意ですけど、不誠実やと言われたら、不誠実になってしまうので。悩むところですね。

○ 森川 慎委員

でも、年数を置いておくことで見直していただけるという意味では、3年にしていくのもええことなんじゃないかなと思うんですけど。5年って置いておくと、実質5年たたと見直しという、そういう機運になっていかんというのも一つ現実問題としてあるんじゃないかなという思いがします、個人的には。

そういう意味では、3年でもうちょっと短くというのもよくわかるお話なので、パブリックコメントをいただいております、3名の方おっしゃられておるという中で、もっと前向きに捉えていってもええんとちゃうかなという気もします。

もちろんいつでも直せるというのは確かにあるんでしょうけど、この年をやっぱり区切っておかんと、ちゃんと体系的な見直しというのは実質的には行われなかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

いかがですか、皆さん。

○ 川村幸康委員

ちょっと事務局に聞くんですけどさ、国なんかやと年度一覧で見直し出しておるやろう、各省庁から出しておるやん、法律の規制に係る見直しの一覧をな。結局周知を図るのとともに、見直しの周知も図るのに多分年度一覧で出しておるで、圧倒的に5年が多いんやろう、多分国は。派遣法とかああいうタイムリーに変わるやつは3年やでき、ただ、障害者のこれがどこに当たるかというだけの話で、適宜見直すんなら、それは3年も含んでの話やろうし、多分国に倣ってやっておるだけの話かなと私は思っておるもので、だから、別にこれでええんとちゃうの。国が多分やっておるで、それに従うという話ではないけど、そろえておるだけやろう、多分。こんでええんかなと思って、違うの、行政もそういうこ

とで動いておるとちやうの。

各省庁ごとに見直しの規制。規制をするということは、周知もせなあかんで、それに対して見直しとあれと、それこそ何年というのを定めるのは、見直したけど、おかしなついで適宜変える、周知を図るほうも要るで、今の変える方法の見方もあるのやろうけど、周知を図る方法もあるもんで、ただ、よっぽどひどかったら直せるという柔軟性は持ちつつも、機動力は。あとは5年に1度は最低限、逆に言うとそれが周知を図れるわけやわな、これで決まりましたって言うてから。最低3年はこれでいままっせという話で、おかしかったら直しますよというのは書いてあるけど、ただし書きで。それは省庁一覧で、だから、派遣法とか国のもん見て、それでは世の中の現状に、機動力がなさ過ぎるのはあかんというやつだけはとなっていると私は思うておるもんで、多分私が知っている限り、同和対策の特別法ができた後、人権教育やらあれに変えていくときも、5年で適宜に入れるか入れやんかとか議論をしたのがあったで、多分省庁間でそれは決まっておるんやろうなと思っ

て。大体残事業で特別法ができて残すのは次5年、最終年度、ラストで3年ですよ大体終わっていくんやで、そういう考え方と違うんかなと思っただけやに。今の議論を聞いておるともう尽きやんでさ。そうやなと思うけど、含んでおるといふ考え方もせんと、周知を図るといふことと。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、事業展開とか含めて周知を図るのに、やっと周知したころにまたすぐに変わってしまったとかというのを避けなきゃいけないと、それは本当に必要なものであれば変えなきゃいけないというのは前提としてあるんですけど。

○ 川村幸康委員

と私は思っただけやで、今まで。前も自治条例のときに見直しをどうという話があったときに一緒のようなことを言うておって、結局まあまあ前例主義じゃないけど、国のほうどうなっておるといふ話になっていったら、国のほうは……。

○ 樋口龍馬委員

国の基本計画は5年なので……。

○ 川村幸康委員

5年でしょう。それは毎年何年で見直すかというのを一覧にして省庁ごとに出しておるもんで、それで周知が図られておるんやわな。だから、これは5年で見直すということやで、何年にできたんやったら、この間で見直すんやで、5年たったら。それまでの間はこれで行くよという話やろうということやろうと思うで、そういうふうにと考えたら、全部の意見は別に違いはないんで、話の持っていく方として。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。もう私が思っていることをちゃんと論理的に言っていただきましたので、どうでしょうかね。

○ 川村幸康委員

もうどうでしょうかじゃない。それも委員長判断でええと思います。

○ 中川雅晶委員長

はい。

何とかこの原案の5年でとりあえずさせていただくということで、どうしてもふぐあいがあるのであれば、それは見直しのときにこの部分も見直すということもあり得るかもしれないので、最初は5年でスタートさせていただくということでいかがでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

お願いします。

じゃ、ほかに。

○ 中村久雄委員

先ほども出ておったんですけど、6ページの15番の意見で、この意見を出した方の内容趣旨は、相手の方が本当に親切にやってくれているところが過剰になるよというところが

心配されていると思うんですけど、そのときに我々の意見に対する考え方は、障害者の方が必要とする合理的配慮は個々の障害や特性に違うことを十分踏まえてということですけども、その合理的配慮の説明の中、逐条解説の中に——例えばこのページ数、書いていませんけど、4ページになるのかな——第4号関係、合理的配慮のところの2段落目、合理的配慮は一律に全ての人に同じことが求められているものではありません、のその下の段に年齢、性別、状態、障害の特性等に基づきどのような配慮が必要か、また、過度な配慮になっていないか、というふうに過度な配慮というところもはっきりわかりやすく——十分中に入っているんですけど——文章の中で。ただ、心配されているように、相手が親切に思ってやってくれているのを、それを断わらないかというつらさというのがこの意見に出ていると思うので、ここでちょっとはっきりと過度な配慮になることもあるよということを出すことも必要なことじゃないかなというふうに感じたんですけど。

だから、整理として意見に対する考え方の中で、逐条解説の中で過度な配慮になることもあるよということも加筆しましたというところで、合理的配慮の逐条解説の中で、というふうな整理がどうかとは、今ちょっとこれ読んでおって思ったんですけど。

○ 中川雅晶委員長

過度な配慮というのは。

○ 中村久雄委員

過度な配慮というのは、ここで言うておる週3日の在宅勤務を勧められたとか、要は、あんた体えらいから在宅しておきなさいよと、意見聴取のときもありましたやんか、俺は十分できると思うておるのに、会社から在宅にしてもらってええよと、俺はみんなと一緒にしたいんやというところですよ。

○ 中川雅晶委員長

これは、言っておられるのは、配慮をしているという言葉で言っているけど、配慮していないという意味合いじゃないのかなと思うんですけども。

○ 中村久雄委員

裏返したらそうですよ。裏返したらそうやけど、相手は親切のつもりでやっておる。あ

んた足が大変やから、ちょっと毎日の通勤よりも在宅をふやしたらどうですかと、本人は一生懸命通おうとしておるわけよ。というところも合理的配慮やでね。

だから、小さい事業所がなかなかハード的なものを整えられないというのもそうですし、障害の特性について余り過度に配慮し過ぎたら、一緒にみんなと十分1人の戦力としてやっていきたいと思っておるのに、それを気持ちをそいでしまうということになり過ぎるのが合理的配慮で。そこをちょっとわかりやすく書いたほうがいいかなと思うんやけど。

○ 中川雅晶委員長

この点に関してご意見はありますか。

○ 森川 慎委員

中村さんのおっしゃっておるところを踏まえた上で、最後に僕がさっき言ったところにつながっていくと思うんです。こういうことですから、私たちのことをあなたたちが決めないで、私たちの意見の中で決めてくださいという意味でつながっておると思うもので、過度な配慮と出すよりも、この後段の部分をどこかでうたい込むほうが、それこそ合理的なんじゃないかなと個人的には思うんですけど。

○ 中村久雄委員

もちろんそうなんやけど、この文章はそういうことなんですけど、合理的配慮というところの逐条解説を見ていっても、そういうことを大きくうたっておるんですけど、やはりこの方の心配されておる、また、この間の意見を聞いたときの話でありましたように、親切でやってもろうておるやつが困っているというところが――過度の配慮の文言はどうかはちょっとじっくり考えなあかんとして――一生懸命その人が1人の力としてやっていこうというところを、いやいや、あんた大変やからというふうな親切心でやってもらうということの合理的配慮の説明の中にそれをはっきり書き加えるというふうな配慮があってもええんかなというふうに思います。

○ 中川雅晶委員長

ここは、例えば書きぶりとしては、この合理的配慮という言葉に引っ張られるよりも、

やっぱり先ほど森川委員がおっしゃったように、当事者のことをしっかりと聞くということの大切さがあるのかなと思うので、そっちに整理したほうがいいのかなどは思うんですが、どうですか、中村委員。

○ 中村久雄委員

大切さはそれでいいんですけど、この間の意見陳述や、ここのパブリックコメントの意見を感じたら、やはり物すごくそういうことが、相手が親切でやってもろうておるだけになかなか言いづらいつらさがあるのかなというふうに思います。

その合理的配慮で我々、これも皆健全者がつくるやつで、やっぱりどうしても何か手厚くすることが主眼になっていくんで、やっぱり手助けし過ぎてしまうこともあるかなと、手助けし過ぎていのが実際にあるんですわね。

だから、そういうこともやっぱり合理的配慮の中でその人の特性に応じてやっていかなあかん。その人の意見も聞いてやっていかなあかんということやけど、ちょっとその辺をはっきりわかりやすい文言を書き加えたほうが安心して取り組めるし、また、例えば事業者さんやったりがわかりやすい感じになるかなと。

○ 中川雅晶委員長

一応その辺も配慮して、回答案にありましたように、障害者の方が必要とする合理的配慮は、個々の障害の特性やご自身の意思などによりそれぞれ異なることも十分踏まえた上で市民や事業者への啓発活動を行い、どのような合理的配慮が必要であるか調査研究してまいりたいと考えますというところで、そこですかね。

○ 中村久雄委員

そうなんですけど、一般的に障害のある方に何かせなあかんというそっちのほうがメインで来ますやんか。その配慮自体がその人の負担にならないような配慮になってしまうと。やっぱり中にはこの間の方や、この方や、そういう配慮をしてくれるなという方もいらっしゃる。そういうところをちょっと加筆する、逐条解説の解説の欄に。そういうところの整理がはっきりわかりやすく、安心できると。

○ 竹野兼主委員

具体的にその言葉を言うてもらえると一番ええと思うんやけど。

○ 中村久雄委員

いや、さっき言いましたよ。

○ 竹野兼主委員

いやいや、文言として、ここに入れる部分。それ、何かもやもやとした言い方やもんでわかりにくいんやけど、例えば今委員長が言われたみたいに、ご自身の意思などによりのところをもう少し明確に、自身の意思などを尊重しながらとか、そういう文言が入ることによって障害者の方の意見を取り入れられるよというような文言をつけ加えたらどうやとかという意見で言うてもらわんと、僕らわかりにくいんですよ。

その文面が言葉になって、尊重するとかという言葉が入ればすごくわかりやすくなるんかなと思うんですけど、そういう部分のところについてのぜひ中村委員には提案していただけると、より具体的にわかると思うんやけど。

○ 中川雅晶委員長

その意思を尊重する、確かにその文言が抜けているというのは、確かに中村さんが言われているところの部分の指摘。

○ 竹野兼主委員

だから、そうすれば、中村さんが言うておるみたいな形になるんかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

どうですかね、中村さん。

○ 中村久雄委員

この意思が、この意見に対する考え方が、これで全部、全て実際のことは含んでいるんですよ。含んでいると思うんですよ。ただ、この方のおっしゃったように、自分の思う以上に配慮し過ぎて、せっかく配慮してもらっておるのに断るのも非常にやっかいやというところのそういう機微を……、わかりますか。だから、ここの意見に対する考え方の中で、

今、私が具体的に言うたんは、この逐条解説の中で、過度の配慮という表現ですけど、というのが、過度な配慮というのもあったりという形の意味ですけど、ご意見に対する考え方の中では……。

具体的に言いますよ。下の段のご意見にもありましたように、障害者の方が必要とする合理的配慮は、個々の障害の特性やご自身の意思などによりそれぞれ異なる。また、過度な配慮——過度というのはちょっと言葉がいいかどうかわかりませんが過度な配慮——になって意をそぐようなこともあるかもしれません。そのことを十分踏まえた上でという形でいかがでしょうか。いかがでしょうかというのは、ちょっと文言の整理はまだ必要ですけど。

だから、そういうこの人の意見やったり、この間の意見を言ってもらった方には、やはり皆さんの親切はわかるんやけど、もうそんなにして要らんよと、そこまで要らんよというところの意味ですから、それがなかなか言いにくい。いろいろ親切にしているのに言いにくいというつらい気持ちがここには出ているんや。だから、その辺もちゃんとわかった上で、皆さんの意見を聞きながら一人一人の特性に合った配慮が必要になってきますよということが書かれていたらいいんじゃないですかね。という中で、逐条解説の中でちょっと合理的配慮についての文言で加筆しましたと。

○ 中川雅晶委員長

今は自分にとってはこれ以上望まない配慮というのが多過ぎるとおっしゃる意見もあれば、いやいや、まだまだ配慮してほしいという意見も下のほうにあるので、両方とこのことを、確かにいただいた意見の方はそうやって思っておられるのかもしれないですけど、回答する場合には、やっぱり両方に配慮した上で回答していかなきゃいけないという事情もありますので。

○ 中村久雄委員

だから、両方に配慮していますやんか。それぞれ異なる、また、配慮し過ぎというのは、過度の配慮でお困りのこともあると、そういうふうな形で非常に本当に一人一人の特性に向き合うという難しいわけやから、だから、どうしても大きなところは配慮して手助けする。手助け要らん場合……。

○ 川村幸康委員

中村さんの言うておることも理解しつつ話しするんやけど、パブコメで出したときは、パブコメの意見の考え方が言うておる人の意見に対して回答をするということやろうと思っっているんですよ。

例えば具体例を出すと、男女平等をつくるときにでも、男女平等反対派って、女性で活躍しておった人は皆反対やったよな、極端なことを言うと。私はそういう男性社会にあっても勝ってきたという自信もあって、それは女性が甘えておるといふ考え方の人もおったんや。そのときに、そうしたら、その人はあれやけど、勝てない人のほうはどうするのかという判断であったときに、どういう考え方が出てきたかということなんや。

今、中村さんの言うておることは、パブコメの中にこれで意見に対して入っていないというけど、パブコメのほうの人は、これは逆に言うと、合理的配慮、過度のほうをして要らんよという人に対してはこの答えやろうけど、こっちの本文で出ておるところの部分に対しては、どちらのほう側から見ても、AもBも見てもいけるようにするということで考え方、解釈の仕方を変えるとそんでええのかなと私は思うておるの。

だから、中村さんの言うておることがないがしろにされておるといふ話ではなくて、この本条にもあって、パブコメでは逆に言うと、女性で言うと、男女平等をつくるなという女性のパブコメの意見が出てきたときにどういふかということやさ。

極端なこと言うと、男女平等は嫌という人から見たら、それこそ過度の配慮は逆に悪平等やという考え方の人に対しては、それに対する回答は、極端なこと、Aから見たらAから返さないかんしということ解釈をすると、私は流れとしてはずっと行くんかなというふうに思うというだけな。

これも見解の相違やで、私と中村さんの。どう思っ取るかという。後の意見集約していく中で、逆に言うたら、委員会で議員間討議でいくと、そういう考え方で中村さんが解釈してもらおうと、パブコメの意見はこういうことや、でも、本条にはそれはないよということで、この足跡は残るでさ、録画で、そんな考え方でええんとちゃうかな。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

実は、この回答も最後の末尾のところは、合理的配慮が必要であるか調査研究をしてまいるたいということで、断定的に回答しているわけではないんです。その辺はまだまだな

かなか答えが出ていないという部分でという部分で回答させていただいているというところ、ファジーにさせていただいているというところは、今、川村委員がおっしゃったようなところであるかなと思う。

ちょっとその辺も考えさせていただいて、考えないかん。

○ 樋口龍馬委員

私も川村さんと同じような意見なんですけど、この合理的配慮が第4号関係で定義される中で、合理的配慮というのは、一人一人別々なんだよねということが書かれていて、だからこそ、それぞれに合った合理的配慮について話し合っていくことが重要ですよというふうに、この4号関係逐条解説の中で示されているので、中村さんの言われる部分、実はこの部分が条文化されていく前に、僕は合理的配慮が行き過ぎると自立を阻害するんじゃないかというような意見を言わせてもらって、その中で整理をしていったという過程があるもので、今は腹落ちしておるんですわ。

だから、中村さんの言われていることも僕もずっとひっかかっていたし、自立支援をしていこうと思ったら、余り行き過ぎた配慮というのもどうなんだと、そこら辺が難しいよね、そこがわかるような逐条解説の書きぶりを一度考えていただきたいとしてこのような書き方にしてもらった中で、中村さんの言われていることは、僕はこの文章の逐条解説第4号関係で飲み込んでいるんじゃないかなというふうに感じているという意見だけ。

○ 中川雅晶委員長

他にございませんでしょうか。

○ 川村幸康委員

大体今きょう、こうやってでき上がってパブリックコメント出していくとやった中でいくと、多いのは、よくあるのが毒まんじゅう論みたいなもんな、昔はやった。

○ 中川雅晶委員長

毒まんじゅう。

○ 川村幸康委員

例えば同和対策の特別措置法をつくったときに、反対派は、これは毒まんじゅうやと。これを食わずことによって自立を阻害して、毒まんじゅうになるのやという話と、いやいや、それは施策になるんやという話は、これも表裏一体でいつもつきまとう議論なんやわ。

それがどっちから見るかによって変わるだけの話であって、最終的に背景を見て、目的を通じたときにどっちの方向から登りましょうということだけを共通項で持っておらんと必ず出る話やで、一つは、今のままでは障害者は生きづらい世の中よなということと、圧倒的に、だから、障害者のこういうこと合理的配慮をやりましょうという話になったというのを背景的に置いて議論をしていかないと、必ず今言うように毒まんじゅう論やら、過度の行き過ぎたという話もなるんで。そこは逆に言うと、ここで出席しておるメンバーがそういう意味では課題があるものに対してどうしていくかという物の見方で解釈をしていかなとなかなか前へ取り組みにくいというところもあるので。それが一定のあれして余りにも行き過ぎても、ないのにする必要ないやないかとなったら、それは法切れになるんか、もう打ち消しになるのか、そういう施策をなくしていくのかという時限立法になるのか、あと5年ぐらいで解決できそうですねとみんなが判断したら、もうそんな合理的とやっておらんと、みんなが合理的配慮しておるやんかとか——極端なこと言うことやに——そういうふうなことになるとええという話やで、今はこれ、つくろうとしておる目的の背景は、やっぱり少し健常者よりも生きづらいということで配慮しましょうということ、ここをベースに置いてやるということやな。

○ 中川雅晶委員長

今のおっしゃったとおりやと思います。まだまだ圧倒的に多数の方が社会的障壁を感じておられて、合理的配慮を政策的、施策的に推進をしていかなきゃならないというのでつくっているというところですよ。ゆくゆくそんな配慮なんか必要ない、もう十分やっというところが理想かなとは思いますが、そこまではね。

○ 川村幸康委員

今まで、例えば議会で報告会しておっても、手話通訳を必要としておる人がおらんで要らんやないかという議論もある中と、いや、そうではなくて、聞いておるかわからんし、見ておるかもわからんでという話の世界と、それがだんだん意識的に変われば、意識が。そういうルールなんやで、そうやって見てやればええだけの話でな。

だから、ハートビル法とかあんなんでも、ええって言うておったけど、だんだんってきたやん。最初はええって思っておった、みんな。それが今やほぼほぼ、とりあえず車椅子の人らがどこ行ったら行けないところはなくなってくるというか、財政的にそんなもつんかなと思ったけど、法律できたときには。結局空気のように変わってくるのやで、そういうことを目指してやっておるということでやりゃあうまくいくんとちゃうかな。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他にございますかね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

他になしと言いながらたくさん、いっぱい宿題はいただいたのであれですけど、あと、先ほど修正箇所というところでご提示させていただいたところはどうですかね。実際に逐条解説であったりとか、説明の図柄の中であったりとか、それから、章の名前を変更させていただいたというところのご意見はないですかね。

○ 森川 慎委員

ちょっと確認なんですけど、この素案にはまだそれは反映されていない状態。

○ 中川雅晶委員長

ないです。まだ、おっしゃったとおり、素案は素案のままで皆さんの前に置いてありますので。

じゃ、ちょっとここで休憩させていただきますでしょうかね。じゃ、再開3時にさせていただきます。

14:46 休憩

○ 中川雅晶委員長

それでは、会議を再開させていただきます。

先ほど正副で示させていただいた素案については、このような形で修正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

あわせて、パブリックコメントの意見ないしはその回答については、議長を經由して代表者会で承認を受けた上で市民の皆さんにご回答を公表していくという手続をしなければなりませんので、細かい文言の修正等は委員長、副委員長にらせていただきますようによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それで、先ほどのLGBTのところは、この中で議論もあったことなので、今、荒木委員がおっしゃったようなことを少し加筆させていただいて、回答させていただきたいと思いますし、森川委員がおっしゃったところの当事者の意見等を反映して、自分たち抜きで決めないでというところの部分というところで、今ちょっといろいろ整理していたんですけど、第4条の市の責務というところでは、3項のところは、市は合理的配慮の取り組みについて積極的に障害者の意見を聞き、障害を理由とする差別の解消をするために必要な施策について調査研究を行うものとするであったりとか、また、第4条の1項関係においては、逐条解説の中で計画策定に当たって、障害者当事者や関係者の意見を聞きながら、どのような施策が必要か、有効かを見きわめながら十分に協議を重ね、丁寧に計画づくりを進めていくことが重要であるということは一応明記をされているので、先ほど、パブリックコメントにいただいた内容については、こういった市の責務第4条のところでは明確に当事者抜きでは決定しないというところはさせていただいているという部分はあるんですけど、それだけではご不満でしょうか。

おっしゃっているところは本当大切な部分なんですけど、一応条例としては、そういう形で当事者抜きではというところはあるんです。

もう一つ、前文の逐条解説のところに、今おっしゃったようなところを少しつけ加えさせていただきますということでもよろしいですかね。

○ 森川 慎委員

前文にやっぱり書いてもらおうとより丁寧かなというのがありますし、やっぱり障害者の権利条約ができたのも、そもそもがここがスタートだということも歴史的にあると思うので、前文でうたうことは、やっぱりそのほうがいいのかなというのはいいます。一言、二言触れてもらおうのでいいんかなと思うので、あとはご一任します。

○ 中川雅晶委員長

一応権利条約のこととかというのも前文の中で触れているので、そのところ辺に少し今言ったようなところの部分を逐条解説で少し加筆させていただくということでもよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

じゃ、きょういただいた意見を加筆、修正をさせていただいて、最終的な案を取りまとめて、議長経由で代表者の方に了解をいただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。じゃ、そのように取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

そうしましたら、あと、これから最終の条例案をまとめていくに当たって、現在パブリックコメントが実施をされています三重県議会の障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい三重県づくり条例案を確認しましたところ、本市の条例案の用語や定義の変更等は必要ないと考えますが、皆さんが特に条例案、解説等、見直し等の意見があれば、先ほど

三重県議会のやつを少しお配りさせていただいた中であればというところなんですけど。なかなか読んできていただいた分もあるかもしれないですけど、三重県議会が少しうちと違うのは、どれだけなのかちょっと詳細わからないですけど、そういう専門の相談員さんを配置していくというところと、選挙に対する合理的配慮を進めていくという文言が少しうちとは違うという部分もあるんですけど、選挙は公職選挙法の関係もあって、四日市の合理的配慮の分野としてはなかなかハードルは高いのかなというので、それは県議会がそういう形で打ち出していただければそれがいいのかなと思いますしというところの部分です。これは最終的に県議会がどういうふうに判断されるかというのはちょっと何とも今のところは言えないんですがというところなんです。

要は、最終的にまとめていかなければならないというところで、この間お約束をさせていただいた予備日で4月26日の午前中をとっていただいていたんですけど、これはパブリックコメントの回答を余り引き延ばすと、市民の皆さんに説明がつかないので、ここをリミットにして最終的にまとめ上げたいという思いであったんですけど、あと、今先ほどご了解いただいたように、軽微なところの加筆修正は委員長、副委員長に一任いただきましたので、そういう形で上げさせていただきますので、当面4月26日はいいかなと思います。

三重県議会が、次、5月に入れば——4月いっぱいやっていますので——大体条例案なりが固まってくるので、それを受けて、もう一度だけ最終の条例案についてまとめさせていただきたいという日程だけいただきたいなと思っております。

○ 樋口龍馬委員

私も当初は三重県の条例の形を今もんでいるので、それを待ってやったらどうだという話もしていく中で、当初の仕切りとしては、市は市、県は県で進めていこうというのがあった中で、あえて県議会の内容を受けなくても、もうこのまま今回パブリックコメントも示してある後で、あえて県条例に配慮をしてもんでいくということの意味があるのかなというところがあるんです。

別に会議をしたくないと言っているわけじゃないんですが、あえてもう一回開催する必要があるのかということについてはちょっと一度皆さんに諮っていただいて、もちろん皆さんがすべきだということなんであれば、私も参加させていただきたいと思うんですけども、ここまでもんで、パブリックコメントも諮って、あえて県条例の内容にそれを加味してうちの条例をたたき直してというのは。日置先生も初めまずやってみようやと、県の

やつが出てきて、その中でちぐはぐが出たら、それは修正できると書いてあるんだからと日置先生、たしか言ってみえたと思うんですが、そういうふうな仕切りにされて、今回パブリックコメントの返答と、それに伴う我々の議会としての調整でよほど大きな修正があれば、私どものほうでまた会議をとということもいいかと思うんですが、多少の文言の修正、てにをはであったり、言葉の部分であれば、正副のほうでおまとめいただいて、もう早々に条例成立に向けて動いていかれたらどうかというふうに思うのですが。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。そのとおりで、今、三重県というのは、それはタイミングの問題で、三重県の条例がどうのこうののでは、実質のところはないんですけど、ただ、もう一回最終の条例案というのを確定させていただいて、皆さんに了解をいただきたいという部分と、それから、これ、条例案とは別にここの委員会の委員長報告案というの、委員長報告というか、委員会の報告というのをくり上げていかなきゃいけないというところと、もう一つ、議会としての合理的配慮、これ、条例に入れ込むとかは別にして、議会としての合理的配慮の検討をしなければならないかなというところの少し残している部分があるので、そこだけ最終的に、今それを含めて、さっき言った議会としての合理的配慮の検討というのを含めて委員長最終報告案と、それから、条例の最終案というのをもう一回ここで皆さんに最終確認いただきたいので、1日だけとっていただけないかなというところなんです。

○ 樋口龍馬委員

開会議会をそれでまたぐのかというのがちょっとやっぱり私はどうなのかなと思うんですが、年度内に満了しておくのが筋かなとは、これは意見です。

○ 日置記平委員

いや、それはそのほうがいい。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、ありがとうございます。

ということは、きょうの修正をさせていただいて、最終の条例案という形でまとめさせ

ていただいていいということですかね。

○ 樋口龍馬委員

私はいいと思う、私の意見です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

もうそれであれば、そういう形でまとめさせていただきたいというのは、私たちはそう思っていますし、委員長報告もそれに基づいて委員長報告を最終的にまとめさせていただきたいと思うんですけど。あと、でも、委員長最終報告、まだここに手持ちがないので、最終報告もどこかでは了解をいただかなきゃいけないと、それも任せていただけるということですか。

○ 樋口龍馬委員

私は別に構わないかなと思っておるんですが、今までの経緯と経過についてまとめていただいていますし、いいのかなと思っているというのと、条例という成果物ができてくる中での報告ですので、大きくそごがあるとも思えないというのが二つ目。

それで、あえて確認をとということであれば、ショートタイムでありますけど、26日担保していた部分があるので、確認だけだったらそこでしてしまうとか、年度内に終わらせておいたほうがいいんじゃないかなと、どこまで行っても感じるところであります。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今、ご意見をいただいたんですけど、であるならば、4月26日、本当に短時間で最終的な報告のまとめと条例の最終案の確認をさせていただくということで年度内にまとめ上げるということでしたら、私たちはありがたいんですが、それはいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

先ほど言ってもらった議会内の部分のはいいいんですか、もう。

○ 中川雅晶委員長

だけ少しこの残った時間で、報告書にまとめ上げる分として、あればご意見をいただきたいなと思います。

○ 中村久雄委員

26日は復活。

○ 中川雅晶委員長

済みません、26日復活させていただいて、その後の5月以降はもうないように。

○ 日置記平委員

了解。

○ 豊田祥司委員

時間は10時から。

○ 中川雅晶委員長

10時から、これはもう短時間で。

議会としての合理的配慮、こうやって市長部局とか民間事業者にこういうふうに言っているんですけど、議会として合理的配慮をどういうふうに進めていくかというのはあまり議論していなかったの、そこ最終報告の中に。もちろん読み込めば、議会もやっていかなきゃいけないですが、この条例に基づいて。

例えばホームページのあり方であったりとか、議会だよりのあり方であったりとか、それから、こういった委員会運営の、今やっただけしているようなあり方であったりとか。

○ 樋口龍馬委員

点字の議会報というのは、四日市はないですね。

○ 中川雅晶委員長

今現在はないです。

○ 樋口龍馬委員

ないですよ。どこかの議会でそれをつくっているという話があったかと思うんですが、今言って今やるという話じゃないですけども、そういった検討を進めていくというぐらいでどうかなと私はずっと思っていたので、私はね、私の意見はね。ほかの皆さんはほかの皆さんで出したらよろしいと。そんなの別に僕が何も集約していない。

○ 中川雅晶委員長

ここは、今おっしゃるように、最終的に何をやるかということではなくて、こういうことも提案の中に入れさせていただくというのが調査報告としてという部分なので。

○ 樋口龍馬委員

あとは荒木さんも質問していただいていた部分で、読み上げで市報も議会報もデジタルブックみたいなこともしていくといいかもしれないですねと。どうしても聞こえない人に対する配慮って結構あるんですけど、見えない人に対する配慮って余り議会の中で僕、感じたことがないもので、常日ごろからちょっと気になっておるもので。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりで、総務常任委員会の中でも、呉市かなんかでしたかね、ちょっと忘れましたが、デジタルブック視察とかというのをさせていただいたというのがありますので、そういったものは非常に大切なのかなと思いますね。

ほか、中村さん。

○ 中村久雄委員

何ですか。

○ 中川雅晶委員長

議会の合理的配慮の検討。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

報告の中にやっぱり入れさせていただきたいなと思います。

○ 中村久雄委員

どういう文言がいいかわかりませんが、議会人として、広報なんかはそういういろんなハード的なものでいいかと思うんですけど、この間の一般質問のときに手話通訳されているところがあったんですよね。そこで、質問者も答弁者も結構早口で——時間の関係もあったんでしょうけれども——どこまで手話通訳やったり、また、その理解ができたのかなというので、後で理事者のほうには、全然合理的配慮のないそういう質問やったねというふうな話をしたんですけど、やはりスクリーンもありますし、そういう形でいろんな方にわかりやすいようなというのもこれから心がけていくべきじゃないかなということも一つ提案としてあってもいいかなと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほかございますか。今言いたいだけ言っていただければ。

○ 荒木美幸委員

議会として、議員になる方への環境整備というところは含まないということですか。

○ 中川雅晶委員長

いや、それも。

○ 荒木美幸委員

それも含めてでいいですか。ありがとうございます。

例えば聴覚障害の方が議員さんになった場合の配慮とか、車椅子の方が議員さんになった場合の配慮というのも考えていかないといけない。

○ 中川雅晶委員長

当然ですね。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

一応、じゃ、今いただいた意見で。

○ 川村幸康委員

もう、委員会、合理的配慮を過度にし過ぎておるで、きょうならきょうで終わらんと、次、俺何するのかなと思うておる、実はな。パブコメにしてこれきょうやったのに、今度26日また出てきて何するのかなと思うておる。今言うておるけど、そんなの言い出したらもう終わらへんで、委員会が。だから、俺もきょうで締めて、きょうで終わりの挨拶したほうがええと思う。そんなもん、また今度出てきて、また出てくるに決まっておるやん、意見聞いたら。いつまでたっても終わらへんで。

それじゃなくて、もうきょうならきょうで、区切りは区切りで節つけやんと、それこそ26日に出てきても、あかんとかどのこのじゃなくて、意義なくなるで、やっぱりこれはぼんともう、きょうで最後、節やに、こんなの。これ以上したって何にもならへんもん。

だから、最初、俺が思っておるの、またこれ意見を聞き出すと、少しは出てくるに決まっつて、尽きやんで、何遍書いておったって一緒やで、もうきょうはきょうで。俺の意見な、もうきょうで締めるべき。今度出てこえへん、こんなん。

○ 中川雅晶委員長

私個人的には川村委員の意見に大賛成ですけど、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

言うたら切りない、こんなの。

○ 日置記平委員

それはそうやな。条例は変えるべきもので条例なんやでさ、要は変えられやんというのやったらこれはもうあかん。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

議会としてもやっぱり合理的配慮というのはしていかなきゃいけないというのは私の意見なので、具体的にどうのこうのとかというところまではなかなか難しい。それは委ねなきゃいけないという部分もあるんですけど、そういうことを議会に対しても提案をさせていただくというところで検討するように、提案するというような形でまとめさせていただいてよろしいですかね。

○ 川村幸康委員

もっと言うと、だから、そういう意味でいくと、議会は効率というものを考えて会議もしていけないかんということも含めて、ありようとしてやるということ。あと、正副委員長の任で任すということの意見の合意がとれるのなら、それでもう今回で締めたほうが私はええと思うよ。このままずるずるずるずるやっておったって一緒やもん。また絶対出てくるに、今度。そんなら、また会議せな、そうしたら、多分恐らく決められた期限で終わらへんに。それを言うておくわ。

○ 日置記平委員

ゴールが見えたね。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今、川村委員……。

○ 川村幸康委員

終わらへんに。少し強引に終わらないと、そんなん、丁寧にはきすぎておるで、また上

から埃が落ちてくるでさ。

○ 中川雅晶委員長

川村委員の意見に異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

じゃ、そういう形で委員長報告をまとめ上げさせていただくことにらせていただくよう
にご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

じゃ、26日はもうせずに、最終案をきょうで。

○ 川村幸康委員

きょう、挨拶言うてよ、そやで。

○ 中川雅晶委員長

用意していません。

○ 川村幸康委員

仕事ようやくやったと思うておるよ、みんな委員は。正副で。

○ 中川雅晶委員長

用意してなかった。

じゃ、そういう形で、今少しやった部分も含めて委員長報告と、それから、条例案の最

終案をまとめさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、これ、最終案をしっかりとまとめて、6月議会に上程をさせていただくと、この委員会から上程をさせていただくということでご異議ないでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

じゃ、この最終案というか条例案を6月議会に上程させていただく手続をとらせていただきますのでよろしく願いをいたします。

じゃ、4月26日はもう行わず、まとめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これ、最終委員長案というのは皆さんに……。じゃ、最終案まとめてタブレットで皆さんのほうに配信をさせていただくので、ご確認よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

じゃ、以上で障害者差別解消条例等調査特別委員会を全て終了させていただきました。本当にありがとうございます。

もう本当に長きにわたって、委員長の申しわけない、本当に力量の足りないところを皆さんにカバーいただきまして、何とか条例案をまとめさせていただくことができました。本当に心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○ 三木 隆副委員長

特にあれですが、ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、以上で締めます。どうもありがとうございました。

15：20閉議